

大学と損害保険 ⑧

～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

賠償責任保険のポイント②

前回は賠償責任保険について、法律上の賠償責任を負担する場合に保険金が支払われること、一般的な賠償責任保険は、身体障害事故や財物損壊事故の賠償責任を補償するもので、経済的損害や精神的な損害のためには別の保険が必要であることをご説明しました。

今回は、教職員の業務中の負傷と賠償責任保険についてご説明します。

教職員の業務中の負傷

一般的な賠償責任保険は、身体障害事故や財物損壊事故における賠償責任を補償するものです。

それでは、大学が身体障害事故や財物損壊事故で賠償責任を負う相手方としては、どのような人が想定されるでしょうか。まず、当該大学の教職員、学生、一般来訪者などが考えられます。

ここで注意しなければならないのは、教職員の業務中の身体障害事故については、一般的な賠償責任保険（注1）では免責になっているということです。それは何故かということ、教職員の業務中の身体障害事故については、労働者災害補償保険法（政府労災）により補償されることになるからです。

なお、免責となるのは身体障害事故であり財物損壊は補償されます。例えば、大学の施設の瑕疵により業務中に転んだ場合、ケガについては免責ですが、壊れた眼鏡の損害賠償については保険の対象となります。

（注1） 国立大学法人総合損害保険では、メニュー1 総合賠償責任保険が相当します。

賠償責任保険と政府労災

賠償責任保険では、前回ご説明したとおり、大学に法律上の賠償責任が発生しなければ、保険金の支払い対象とはなりません。

これに対し、政府労災では、大学の賠償責任に関わりなく、本人の不注意や過失による場合でも、業務遂行性、業務起因性が認められれば補償されます。

例えば、教員Aが担当の授業中、移動のため受講学生と階段を降りていたとします。その際、階段の滑り止めがずれ、足を踏み外して教員Aと学生Bが下段に転落し負傷したとします。

この場合、学生Bの負傷に対しては、大学は施設の管理に落ち度があったということで法律上の賠償責任を負うことになり、大学が損害賠償を行い、大学が賠償責任保険に加入していれば保険金が支払われます。一方、教員Aの負傷に対しては、業務中の災害として政府労災を申請することになります。賠償責任保険については、教職員の業務中の身体障害として免責となります。（政府労災による補償を超えて大学に賠償責任が発生する場合については、次項でご説明します。）



それでは、階段の管理に問題は無く、教員Aと学生Bがあわてて階段を降りたために足を滑らせて転落した場合はどうでしょう。

この場合には、大学には法律上の賠償責任は発生しないと思われます。したがって、学生Bの負傷に対して大学は損害賠償する必要はありません。(注2)しかし、教員Aについては、大学の施設の管理に問題が無く本人の不注意が原因であったとしても、業務中の災害として政府労災の申請を行うことになります。

(注2) 学生の正課中の傷害を補償する制度として「学生教育研究災害傷害保険」があります。
(詳細については今後の連載でご説明します。)

	大学に賠償責任あり		大学に賠償責任なし	
	教職員の業務中	左記以外(学生等)	教職員の業務中	左記以外(学生等)
政府労災	○	×	○	×
一般の賠償責任保険	×	○	×	×

政府労災の補償を超える賠償責任

教職員の業務中の事故に対しては、政府労災により補償が行われますが、それでは十分とは言えません。そこで、大手企業では政府労災の上積みとして法定外補償の制度を設けています。例えば死亡の場合の遺族補償では3,200万円程度が相場となっています。(注3)そして、一般的には法定外補償規程による支出について、損害保険会社の法定外補償保険に加入して保険金で対応しています。(注4)

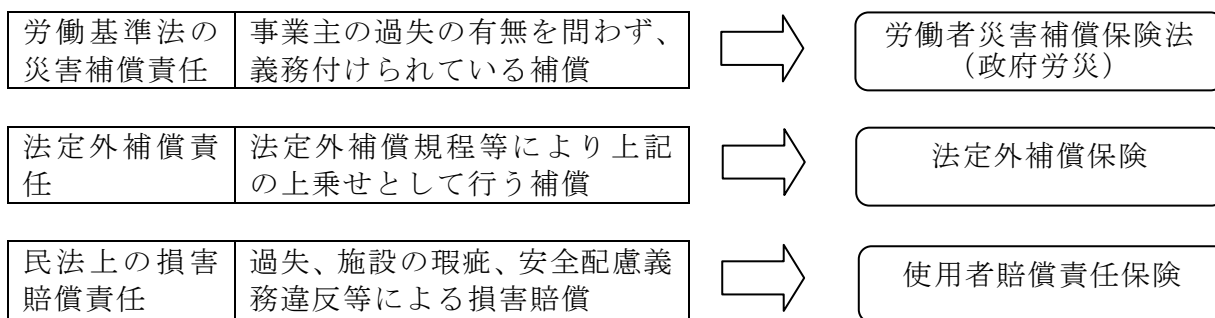
また、更に、政府労災による補償と上記の法定外補償を超えて事業主に賠償責任が発生するケースも考えられます。例えば、事業主の過失により使用人が亡くなり損害賠償額が1億円、政府労災による補償と法定外補償を合わせた額が5千万円というようなケースでは、事業主は5千万円を賠償しなければなりません。このような場合、一般的な賠償責任保険では対応できませんので、労災における事業主の賠償責任をカバーする保険商品＝使用者賠償責任保険に加入して対応することになります。(注5)

(注3) 労働新聞社「安全スタッフ」2007年8月15日号 17頁

(注4) 国立大学法人総合損害保険では、メニュー1労働災害総合保険が相当します。

(注5) 国立大学法人総合損害保険では、メニュー1使用者賠償責任担保特約が相当します。

労働災害に関して事業主が負担する責任と保険による対応



次回予告
クイズ

A研究室では、B企業から計測機械を借りて実験を行っていますが、取扱いを誤り壊してしまいました。
B企業への損害賠償に保険金は支払われるのでしょうか。